

## ○三重大学における学生の改姓及び旧姓等使用に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、三重大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の改姓並びに旧姓及び通称名の使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 改姓 戸籍上(外国人留学生においては、在留カード上又は住民票上をいう。以下同じ。)の氏を改めることをいう。

(2) 旧姓 戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏をいう。

(3) 通称名 戸籍上の氏名（以下「本名」という。）に変えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（旧姓を除く。）をいう。

(4) 関係書類 改姓、旧姓、通称名の確認ができる公的機関発行の書類又は事実関係の確認ができる書類（いずれも、電磁的記録による電子ファイルを含む。）をいう。

(対象学生)

第3 この要項を適用する対象学生は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院生
- (3) 専攻生
- (4) 科目等履修生
- (5) 特別聴講学生
- (6) 研究生
- (7) 特別研究学生
- (8) 委託生

(改姓)

第4 改姓をしたときは、関係書類を添えて、改姓・旧姓等申出書を学長に提出しなければならない。

(旧姓等を使用できる場合)

第5 旧姓又は通称名（以下「旧姓等」という。）が使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 改姓をした学生から旧姓使用の申出があった場合
- (2) 公的機関が発行する書類等に通称名が記載されている場合で通称名使用

の申出があった場合

2 前項の規定にかかわらず、学生本人が本名を使用することで不都合が生じる等特別の事情がある場合は、学長に本名以外の使用を申し出ることができる。

(旧姓等使用文書等)

第6 旧姓等が使用できる文書等は、第7各号に定める以外の文書等とする。

(本名の使用文書等)

第7 本名を使用する文書等は、次のとおりとする。

(1) 学位記

(2) 法令等の定めにより、本名を使用することとされる文書等

(3) 学外との手続等において本名の使用が適当とされる文書等

(4) その他旧姓等使用を行うことが困難であると学長が判断する文書等

(旧姓等の使用手続)

第8 旧姓等の使用を希望する場合は、関係書類を添えて、改姓・旧姓等申出書を学長に提出しなければならない。

2 第4の申出と同時に前項の手続を行う場合は、前項に規定する関係書類を1通提出すればよいものとする。

3 第5第2項の規定による申出の場合には、改姓・旧姓等申出書のほか、特別な事情についての説明書等を提出しなければならない。

4 前項の申出があった場合は、審査の上許可するものとする。

(旧姓等の使用の中止)

第9 旧姓等の使用の中止を希望する場合は、旧姓等使用中止申出書を学長に提出しなければならない。

(記録)

第10 改姓及び旧姓等の使用又は中止を受理した場合は、当該学生の在籍情報を記録するシステム（以下「システム」という。）及び当該学生に係る各種文書（ただし、国等の機関の所管する制度等により、本名を使用することとされているものを除く。）に記録する。

(学位記への旧姓等の併記)

第11 第7第1号の規定にかかわらず、旧姓等を使用する学生から、学位記記載氏名併記申出書により、学長に申出があった場合には、学位記に本名と旧姓等を併記することができる。

(卒業等後の旧姓等の取扱い)

第12 卒業、修了、退学及び除籍時に旧姓等を使用していた学生（以下「卒業生等」という。）に係るシステム上の登録氏名及び各種証明書等の氏名については、卒業等の後も同様に取り扱うものとする。

(旧姓等使用の証明)

第 13 旧姓等を使用する学生又は卒業生等から、旧姓等の使用の証明の申請があった場合には、本名と旧姓等を記載した証明書を交付するものとする。

2 前項において、卒業生等は、所定の発行手数料を負担するものとする。

3 旧姓等と本名との同一個人の証明については、当該学生自らの責任において行うものとする。

(事務)

第 14 改姓及び旧姓等使用の取扱いに関する事務は、学務部教務チームにおいて処理する。

(雑則)

第 15 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和 3 年 6 月 1 日から実施する。